

令和 4 年 第 4 回 調布市議会定例会について（報告）

1 会期（11月30日～12月20日までの21日間）

2 市長提出議案・市長報告 計 17 件（教育部関連 1 件）— 全て可決

	案件名	概要
1	議案第 88 号 令和 4 年度調布 市一般会計補正 予算（第 5 号）	<p>〈歳出〉</p> <p>◎教育費総額（24,429 万円余）</p> <p>【主な内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気料金高騰に伴う調布市教育会館光熱水費（283 万円余） ・電気・ガス料金高騰に伴う小学校光熱水費（16,900 万円余） ・電気・ガス料金高騰に伴う中学校光熱水費（6,200 万円余） ・深大寺水車館水輪及び挽臼等交換修繕（1,046 万円余） <p>〈繰越明許費〉</p> <p>◎教育費総額（1,046 万円余）</p> <p>【主な内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・深大寺水車館改修事業費（1,046 万円余） <p>〈債務負担行為〉</p> <p>◎教育費総額（35,494 万円余）</p> <p>【主な内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調和小学校空調設備賃貸借（35,494 万円余）

3 陳情 4 件（うち、教育部関連 0 件）

4 一般質問 22人（うち、教育部関連7人）

○古川 陽菜 議員（次世代・調布）

<p>質問 要旨</p>	<p>1 有機野菜と学校給食について</p> <p>(1) オーガニック給食と食育について</p> <p>ア 地場産野菜を使った食育について</p> <p>①市の学校給食における地場産野菜の使用状況を伺う（使用品目数）。</p> <p>②地場産野菜を使用した食育の取組内容を伺う。</p> <p>イ オーガニック給食の導入について</p> <p>①市がオーガニック給食を導入できる可能性と課題を伺う。</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育長答弁)</p> <p>私からは、地場産野菜を使った食育の基本的な考えについて、お答えいたします。</p> <p>現行の学習指導要領では、各教科や、道徳科、総合的な学習の時間などにおいて、それぞれの内容を踏まえ、学年に応じた食に関する指導を行うよう努めることが示され、学校における食育の推進が明確に位置づけられています。</p> <p>学校では、この内容に基づき、児童・生徒が発達の段階に応じて食生活に対する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、教育活動全般で食に関する指導に当たるとともに、家庭や地域との連携を深めながら、食育の推進に取り組んでいます。</p> <p>その中で、給食の食材に地場産野菜を使用することを通じた、地産地消の取組による食育の推進は、児童・生徒が、地域の自然、文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や食に関する感謝の気持ちを育む上で重要であると認識しています。</p> <p>今後も、学校給食における地産地消の取組を通して、学校での食育の推進に取り組んで参ります。</p> <p>(教育部長答弁)</p> <p>私からは、地場産野菜を使った食育とオーガニック給食の導入について、お答えいたします。</p> <p>はじめに、地場産野菜を使った食育についてです。</p> <p>市教育委員会は、児童・生徒が学校給食を通じ、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、学校の給食食材に地場産野菜を使用し、地産地消を通じた食育の推進に取り組んでいます。</p> <p>①市立学校における地場産野菜の使用状況としては、各学校が、市内の31名の登録農家と学校の栄養士及び調理員で構成するS&A（スクールアンドアグリカルチャー）と連携し、登録農家から地場産野菜を納入しています。</p> <p>令和3年度に給食に使用した地場産野菜は、小松菜、白菜、キャベツ、きゅうり、玉ねぎ、ねぎ、じゃがいもなど、20種類以上に及びます。また、全ての野</p>

菜に占める地場産野菜の購入割合は、都内の平均的な水準にあると認識しています。

②こうした地産地消の取組を活用して、児童・生徒の食への理解を深めるため、学校では、著名な和食料理人が考案した地場産野菜の活用による特別メニューを提供するとともに、児童が生産者と料理人へのインタビューを行う取組や、給食食材の地元生産者のメッセージ動画を児童が視聴する取組を行ったほか、給食調理員が地場産野菜を使用したレシピに基づき調理を実演する様子を動画で配信するなど、特色ある食育の展開につなげております。

引き続き、学校給食を通して、児童・生徒が生産者を身近に感じ、生産、流通等への理解を深めるとともに、食を大切に作る心や感謝の気持ちを養う機会の提供に取り組んで参ります。

①次に、オーガニック給食の導入についてです。

市立学校では、学校給食法に規定された栄養価や衛生管理の基準に基づき、学校長を中心に専門知識を有する栄養士が献立の作成や食材の選定を行っております。

特に、食材の選定においては、市教育委員会で定める学校給食物資食材取扱基準に基づき、原則として、国産又は国内製造品のものや、遺伝子組み換えのないものを使用するとともに、食品取扱事業者を通じて、原材料を確認するなど、安全・安心な学校給食の提供に取り組んでいます。

学校給食においては、限られた食材費の中で、安定的に大量の食数を児童・生徒に提供する必要のあることから、いわゆるオーガニック給食の導入に当たっては、使用する有機野菜等の流通量や価格をはじめとする課題があります。

その中で、できるだけ農薬を使用せずに栽培されたS&A（スクールアンドアグリカルチャー）の地場産野菜を優先的に使用するほか、減農薬の特別栽培農産物である木島平村の米や果実類を可能な範囲で使用するなど、今後ともより安全に配慮した食材の使用に取り組んで参ります。

○阿部 草太 議員（次世代・調布）

質問 要旨	1 P T Aについて (1) P T A業務委託について ア P T A業務の必要性の認識について ① P T Aは、任意団体と言いながら、実態は半ば強制加入であり、役員決めなどで問題となる場合もあると認識している。市の認識はどうか。 イ P T A業務委託費用の補助について ② P T A活動の負担が減る取組に対して、市として何らかの支援（P T A業務のアウトソーシング事業の委託費用を市から補助金などで助成する）などを行ってもいいのではないか。
----------	--

<p>答弁概要</p>	<p>(教育部長答弁)</p> <p>P T A業務委託についてお答えします。</p> <p>はじめに、P T A業務の必要性の認識についてです。</p> <p>① P T Aは、教員と保護者で構成され、学校行事の運営補助等、様々な事業を通して、学校運営を側面から支えていただくとともに、学校長をはじめとする教育関係者と協働して、学校が抱える諸問題の解決に御尽力いただいていると認識しております。</p> <p>今後とも、市内各校におけるP T Aの皆様には、市の教育・子ども施策に御理解・御協力をお願いするとともに、引き続き、各学校の教育活動を側面から御支援いただきたいと考えております。</p> <p>②次に、P T A業務委託費用の補助についてです。</p> <p>共働き世帯が増えている現状において、P T A業務における保護者の負担軽減を図るため、行事の受付やイベント企画等のP T A業務において、民間事業者への外部委託が行われている事例があることについて認識しております。</p> <p>また、調布市公立学校P T A連合会との情報交換において、P T A業務における保護者の負担軽減を目的としたアプリの活用やオンラインを活用した業務改善のほか、コロナ禍を機に、役員の数を減らし、人手が必要な際はその都度ボランティアを募集するなど、各校の状況に応じて、P T A業務を改善している事例が増えていると伺っています。</p> <p>現在、市教育委員会は、調布市公立学校P T A連合会が実施する研修会や教育懇談会などの活動に対し、調布市公立学校P T A連合会補助金を交付することで、市内におけるP T A活動の支援を行っております。各校のP T Aで行われている個別の事業については、それぞれのP T Aが実施内容を決定しており、その業務を外部委託することについても、各校のP T Aが判断するものであると認識しております。</p> <p>今後も、市内各校におけるP T Aの活動については、P T A連合会との連携を図りながら、教育委員会としての必要な支援を検討して参りたいと考えております。</p>
-------------	---

○内藤 美貴子 議員（公明党）

<p>質問要旨</p>	<p>3 学校校庭の砂・土埃対策について</p> <p>(1) 土壌改良工事の早期実施について</p> <p>先日、長年にわたり砂・土埃で悩まされていた市民の方に、整備後の状況を伺ったところ、「以前と全然違う。」と感謝の言葉をいただいた。そのことから、未整備の学校においても早期実施を。</p> <p>(2) 整備工事に対する課題への対応について</p> <p>校庭整備工事が難しい学校があると聞いているが、その理由は。</p> <p>住民生活に大きな影響を及ぼしていることは、放置できない問題である。そのため、砂埃等を防ぐ対策として、防砂ネットを設置している学校がある。校庭整</p>
-------------	---

	<p>備が難しいのであれば、背の高い防砂ネットを設置し、砂埃等への対策を講じていくべきではないか。</p>
<p>答弁概要</p>	<p>(教育部長答弁)</p> <p>校庭における土壌改良工事についてお答えします。</p> <p>校庭の砂埃については、これまでも近隣住民から苦情や改善要望等をいただいております。市教育委員会は、近隣住民への砂埃による影響が少なくなるよう、学校と連携しながら改善に向けて様々な対策を講じてきたところです。</p> <p>平成29年度に、多摩川小学校と第四中学校で校庭整備工事を実施した際、校庭の表層に、天然素材である緑色の岩石を砕き原材料に用いたグリーンダスト舗装を採用しました。舗装後の経過を観察したところ、砂埃発生の抑制効果が確認できたことに加え、校庭に水を撒く際の水道使用量の削減など、学校における管理の負担軽減にも繋げることができました。このため、以後の校庭整備工事においてはグリーンダスト舗装を採用するとともに、計画的な対応に努め、現在、小学校が5校、中学校が2校で、土壌改良を行う校庭整備工事を実施しました。</p> <p>現在、一部の中学校では、校庭の土に黒土を採用しており、砂埃が発生しやすい状況にあります。このため、今後の土壌改良工事については、学校教育活動や部活動への影響のほか、学校周辺の生活環境への配慮を踏まえつつ、今年度策定する(仮称)公共施設マネジメント計画及び、次期基本計画にも位置付けを図り取組を進めて参ります。</p> <p>校庭の整備工事に対する課題についてお答えします。</p> <p>校庭整備工事の際には、学校の教育活動に支障をきたさないようにするとともに、学校周辺の生活環境にも配慮した対応が必要であると認識しています。</p> <p>校庭は、体育の授業のほか、中学校の部活動でも使用されることから、中学校で工事を実施する場合には、部活動の様々な競技種目に対応した舗装を選定するための検討が必要です。</p> <p>また、部活動の競技は学校ごとに異なるため、生徒の怪我を防止する観点で、中学校の学校現場から校庭の舗装仕様を一律にグリーンダスト舗装とすることについて、懸念する声もいただいているところです。</p> <p>こうしたことを踏まえ、学校教育活動への配慮と、砂埃の発生抑制の2つの視点から、各学校の特性に適した校庭の舗装仕様について調査・研究を進めて参ります。</p> <p>他方、砂埃対策としては、これまで防砂ネットの設置等を進めてきたところですが、依然として、砂埃が発生しやすい学校もあることから、引き続き、状況に応じて校庭への散水や、さらなる防砂ネットの設置等を検討して参ります。</p>

○橋 正俊 議員 (公明党)

<p>質問要旨</p>	<p>1 地域学校協働活動について</p> <p>(1) 部活動の指導支援について</p> <p>ア 部活動と働き方改革について</p>
-------------	--

	<p>①部活動指導員を導入した経緯について</p> <p>②部活動指導員の人選方法や基準について</p> <p>③生徒・保護者からの評価について</p> <p>④教員の働き方改革における効果について</p> <p>イ 部活動の地域移行について</p> <p>⑤提言やガイドラインを踏まえた市の見解は</p> <p>⑥移行したことにより想定される効果や課題は</p> <p>⑦取組に対する財源確保の想定は</p> <p>(2) 学校支援ボランティアについて</p> <p>ア 支援の内容と活動状況について</p> <p>⑧具体的な支援内容や活動状況について</p> <p>イ プールサイドの暑さ対策について</p> <p>⑨夏季のプール開放において、地域や保護者（学校支援ボランティア）がどのような係わりを持っているのか。また、その状況は。</p> <p>⑨プールサイドの暑さ対策について、学校と地域が連携し、簡易な日除けを設置した好事例があると聞いている。こういった事例を参考に、市として今後どのような対応ができるのか。</p> <p>(3) 通学路における安全指導について</p> <p>ア 歩道橋の凍結対応について</p> <p>⑩地域学校協働本部で対応が可能だったのか。</p> <p>⑪地域学校協働本部で対応が可能なら、どのような対策ができるのか。</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育長答弁)</p> <p>地域学校協働活動における部活動の指導支援に関して、これまでの経緯と今後の方向についてお答えします。</p> <p>地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域の教育力の低下や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すため、学校は社会に開かれた教育課程の実現が求められています。</p> <p>市教育委員会は、地域人材の力を学校教育で生かせるよう、地域学校協働本部を計画的に導入し、昨年度には全市立小中学校への設置を完了しました。その中で、部活動においては、専門的な知識・経験を生かした指導を行う部活動外部指導員及びその補助を行う部活動外部指導補助員を配置し、日々の学校部活動への支援を通して、生徒の体力や運動技能の向上に取り組むとともに、自主性、協調性、責任感、連帯感の育成など、生徒の生きる力や豊かな学校生活の実現に貢献していただいております。このことは、競技経験のない教員では実現できない、部活動指導の質を向上させる一助にもなっています。</p> <p>①他方、外部指導員だけでは部活動や大会時の引率ができないことから、今年度からは、部活動支援や教員の負担軽減を目的とし、顧問教員の代わりに単独で指導・引率をすることができる新たな会計年度任用職員である部活動指導員を希望する中学校5校に配置し、教員の負担軽減につなげています。</p>

今後も引き続き、地域学校協働本部をはじめとした様々な人材を活用することで、更なる部活動支援の充実と教員の働き方改革に取り組んで参ります。

(教育部長答弁)

私からは、部活動の指導支援に関するその他の御質問と部活動の地域移行についてお答えいたします。

②はじめに、部活動指導員の人選方法と任用基準についてです。人選については、まず学校のニーズに即した人材を確保するため、事前に学校へヒアリングしたうえで、希望する部活動の種別を決定します。その後の募集は市報及び市ホームページを通じて行い、書類審査及び面接審査を経て採用しています。なお、特別な資格は必要としていませんが、学校教育の一環としての部活動の意義を理解し、校長の指揮命令の下、教職員と連携を図りながら部活動指導員の職務を遂行する資質・能力及び専門的な知識・技能を有する方を対象としています。

③④部活動指導員の導入から約8箇月が経過し、生徒や保護者からは、専門的な技術指導を受けられるようになり部活動が充実したなどの評価をいただいています。また、学校からは、これまで部活動顧問として指導していた時間を教材研究等の授業準備や生徒の面談などにあてられるようになった、休日の部活動を指導員に任せられるようになったなどの報告を受けていることから、一定の効果が出ているものと認識しています。

今後も、部活動指導員の配置の拡充を検討しており、引き続き、部活動の質の維持向上と学校の働き方改革に取り組んで参ります。

次に、部活動の地域移行についてです。近年は全国的に、生徒数の減少や競技経験のない教員による指導、休日の大会等への引率による教員の負担など、部活動における諸課題が指摘されているところです。これらの課題を踏まえ、国は、持続可能な部活動の在り方について検討を行う会議を設置し、本年6月にスポーツ庁から、8月には文化庁から、運動部活動と文化部活動それぞれの地域移行に関する提言が公表されました。提言の概要は、指導者や活動場所を含めて、現在の部活動を学校単位から地域単位での活動に移行することで、子どもたちが将来にわたりスポーツや文化芸術に継続して親しむことができる機会の確保を目指すものとなっています。

また、11月には、これらの提言を踏まえ今後の方向を示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン(案)」が示され、現在、広く意見募集が行われているところです。ガイドラインでは、部活動の地域移行に当たって、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方が示されました。

国は、今後の地域移行に向け、まずは休日における地域の環境整備を優先し、令和5年度から令和7年度の3年間を改革集中期間として、可能な限り早期の実現を目指すとしています。

⑤⑥⑦このような部活動の地域移行が実現すると、生徒は活動の選択肢が広がり、専門性の高い指導を受けられるようになるほか、教員は、部活動における負担が軽減され、本来の業務に専念できるようになります。また、地域においては、地域のスポーツや文化活動が一層活性化するなどの効果が期待されます。

一方で、休日の受け皿となる地域団体との連携体制の構築や指導者及び活動場所の確保、大会運営の在り方など、数多くの課題があるものと認識しています。

今後、国の提言やガイドラインを踏まえ、学校部活動の地域移行を進めるためには、スポーツ部門や文化部門など、市長部局との連携が必要不可欠となります。

引き続き、市として、国の動向を注視するとともに、他自治体の先行事例を調査・研究しながら、財源確保の視点も含め、市の部活動における地域移行の在り方について、組織横断的な連携を図りながら検討を進めて参ります。

⑧学校支援ボランティアにおける支援の内容と活動状況についてお答えします。

地域学校協働本部における学校支援に関する取組としては、部活動の指導員以外に、授業において児童・生徒をサポートする学習支援員や放課後等を活用した学習支援の取組である地域未来塾、また、授業や夏季休業期間中に実施する水泳指導の補助を行う水泳指導補助員のほか、授業の準備や片付け、本の読み聞かせなどがあります。

ボランティアの活動状況は、各学校の実情を反映した内容となっています。具体的には、校庭の芝生管理や花壇の整備、影絵や朗読劇の実施、地域未来塾による数学や英語等の学習支援など、幅広い活動を学校と連携・協働して行っております。

今後も市教育委員会は、学校における教育活動の更なる充実に向け、地域の多様な人材を積極的に活用し、学校の環境整備や授業支援、体験活動などの様々な取組を通して、子どもたちの学びが充実するよう支援して参ります。

⑨次に、プールサイドの暑さ対策についてです。

初めに、今年度の屋外プールの利用状況についてです。屋内プールを持つ調和小学校を除き、小学校においては19校中2校が、また、中学校においては全8校が1学期だけでなく、2学期にも水泳指導を実施しており、小学校12校、中学校3校では、夏休み期間中の水泳指導も実施しました。

また、水泳指導は、小学校全20校、中学校2校において、地域学校協働本部の水泳指導補助員76名に御協力いただきました。

今年度、学校開放運営委員会によるプール開放は、2校で実施されました。それぞれの学校では、5日間と6日間のプール開放が行われ、延べ997人の児童が参

加し、当日の運営には、延べ46人の運営委員が携わりました。

プールの使用に当たっては、近年の猛暑を受け、プールサイドの暑さ対策を学校教育活動における課題の一つと認識しています。こうしたことを踏まえ、昨年度に実施した八雲台小学校のプール水槽改修工事では、ジャバラ状に折りたたんだテント生地を開閉することで日陰を作る、いわゆるオーニングを試験的に設置しました。今年度、実際にオーニングを使用した学校からは、当日プールに入れない児童の見学場所として非常に役立ったことや、開閉等の取扱いの面においても、特段支障がなかったことを確認しました。

日よけ等のハード面での整備は、安全性や操作性を考慮する必要があるため、今後も費用対効果も含めて、調査・研究する必要があると考えています。

また、各学校が所有するテントを、天候等の状況に応じて設置する場合には、そのための人員確保が必要となります。

こうした中、暑さ対策については、地域が学校に積極的に協力し、簡易な日よけを設置した事例もあります。地域における学校教育活動への支援やボランティア活動に対しては、地域学校協働本部運営費の中から謝礼をお支払いすることも可能であることから、こうした取組を継続しつつ、市教育委員会は、学校と地域の連携を視野に、引き続きプールサイドの暑さ対策について、調査・研究を進めて参ります。

通学路における安全指導のうち、歩道橋の凍結対応についてお答えします。

市教育委員会は、児童が安全に通学できるよう、定期的な通学路の合同点検や学校で実施している安全指導に加えて、学校安全・安心メールや学校だよりなどの媒体を効果的に活用し、様々な機会を捉えて、子どもたちや保護者への注意喚起を行っています。

現在、通学路として指定している横断歩道橋は、6つの小学校区で10箇所あり、冬には橋の路面が凍結することがあるため、転倒事故を未然に防ぎ、子どもたちの安全を確保することが必要であると認識しています。

⑩これらの横断歩道橋がある6つの小学校区では、これまでPTAや地区協議会、健全育成推進地区委員会、自治会などの地域の方々に、通学路の見守り活動に御協力いただいております。横断歩道橋の凍結時等への対応についても、地域の方々と教職員が連携して取り組んでいます。

具体的には、凍結が想定される場合は、事前に学校から保護者へ学校安全・安心メールにて注意喚起することをしながら、登校日には、教職員が横断歩道橋の入口に立ち、信号機のある交差点への誘導や地区協議会の方々が出入口に立ち注意喚起するなどの対応をしています。

他方、地域学校協働本部は、学校と地域をつなぐ地域コーディネーター等を配置し、学校で行われている教育活動をより一層充実させるため、様々な職種の中から各学校が選択し協力依頼するものであると認識しております。

	<p>⑩通学路の安全対策には、地域の多くの方々に御協力いただいておりますが、市内の小学校の中には、地域学校協働本部の事業として通学路の安全指導を行っている事例もあることから、冬場で横断歩道橋において凍結が予想される場合においても、地域の方々との協力関係とともに、地域学校協働本部の活用も含めた安全指導について検討いただくよう、学校に働きかけて参ります。</p> <p>併せて、これから寒さが厳しい時期を迎えるに当たり、横断歩道橋を通学路として指定している学校に対しては、市教育委員会から凍結時における対策を講じ通学路の安全を確保するよう要請して参ります。</p>
--	---

○清水 仁恵 議員（チャレンジ調布 21）

<p>質問 要旨</p>	<p>1 国際平和を市民が身近に考える機会のさらなる提供を (4) 国際理解や国際交流の促進について 学校における取組について</p>
<p>答弁 概要</p>	<p>(教育部長答弁)</p> <p>私からは、国際理解や国際交流の促進における学校の取組についてお答えします。</p> <p>社会の急速なグローバル化に伴い、世界と向き合うことが求められている中で、子どもたちには日本人としての美德や良さを備えつつ、グローバルな視野で活躍するために必要な資質・能力の育成が求められております。</p> <p>学習指導要領においても、様々な国や地域文化の理解を通じて、多様性の尊重や国際平和に寄与する態度を身に付けたり、ボランティア活動を通じて、共生社会の実現に不可欠な他者への共感や思いやりを育むことが示されており、本市においても、教員対象の研修等を通して、学習指導要領の趣旨の理解を図っているところであります。</p> <p>また、子どもたちへは、社会科見学等における多様な体験活動を通じて、国際社会に主体的に生きるグローバルな人材の育成を図っています。</p> <p>他方、市教育委員会では、平成28年度から令和3年度の6年間にわたり、オリンピック・パラリンピック教育を通じて、各学校においてこのような資質・能力の育成を図って参りました。</p> <p>その中でも、東京都教育委員会の取組である「世界ともだちプロジェクト」においては、世界の多くの国や地域の様々な人種や言語、文化、歴史、スポーツなどを学ぶことで世界の多様性を知り、様々な価値観を尊重することの重要性の理解促進を図ってきました。</p> <p>学校からは、子どもたちが国際理解・交流に関心をもち、積極的に多様な他者と関わろうとする姿が見られるようになったとの報告を受けており、これからの時代に求められる国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことにつながったと認識しております。</p> <p>今後も、各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育における特色</p>

	ある取組を学校2020レガシーとして設定し、継続させ、国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに、自他を認め、尊重し合う心や共生社会の実現に向けた意識の醸成を図って参ります。
--	--

○榊原 登志子 議員（立憲フォーラム）

質問 要旨	<p>1 産学官連携の取組みと今後について</p> <p>(1) 企業の先端技術を活用した、学校における食育の取組みについて</p> <p>NTT東日本における最先端技術を活用したトマトの栽培や、食物残渣から電気と液体肥料を生成する取組と連携した、学校における食育の取組事例の内容と子どもたちの反応は。</p>
答弁 概要	<p>(教育部長答弁)</p> <p>私からは、企業の先端技術を活用した、学校における食育の取組について、お答えいたします。</p> <p>市立学校では、市内の登録農家と連携し、地場産野菜を活用した給食の提供を通じ、地産地消を進めるS&A（スクールアンドアグリカルチャー）の取組に加え、国の第4次食育推進基本計画における3つの重点事項の1つに掲げられた「新たな日常」や、デジタル化に対応するため、タブレット等を活用した食育の推進に取り組んでいます。</p> <p>こうした中、昨年11月には、調布スマートシティ協議会の会員である市とNTT東日本に加え、市教育委員会及びNTTアグリカルチャーが連携した食育の取組を、若葉小学校において実施しました。</p> <p>その内容としては、市内の入間町にあるNTT中央研修センター内の最先端農業ハウスにおいて、デジタル技術を活用して栽培されたトマトを使った、ミネストローネやサラダを給食として提供しました。</p> <p>また、最先端農業ハウスにおいてトマトが栽培される様子を、児童がタブレット等を活用して視聴することで、企業の最先端技術を生かした取組を学ぶとともに、デジタル化に対応した食育の推進に取り組んだところです。</p> <p>なお、こうした取組は、その後、調和小学校、滝坂小学校、第二小学校、深大寺小学校及び杉森小学校の5校で実施しています。</p> <p>また、この取組に対して、児童からは、「こうした機会が増えると食育に興味を持てる」、「最先端技術によって農業を初めてやる人も不安なく楽しくできることを知り、すごいと思った。また、その地域で作ったものを、その地域で消費する地産地消に取り組んでいることを知り、すごいと思った」などの声が寄せられています。</p> <p>さらに、本年6月には、深大寺小学校4年生の児童約80人がNTT中央研修センターを訪問し、超小型バイオガスプラントを活用した、学校給食の調理残菜から再生可能エネルギーや液体肥料が生み出される仕組みについて、理解を深める取組を実施しました。</p> <p>この取組では、学校給食の調理残菜から生成された液体肥料を、実際に児童が学</p>

	<p>校で花壇に散布しました。</p> <p>また、こちらも、「リサイクルの仕組みがわかってよかった」、「メタン菌の働きがわかってびっくりした」などの児童の声が届いており、効果的な環境学習につながれたと考えております。</p> <p>いずれの取組においても、企業の最先端技術に触れることで児童の食育に関する理解促進に寄与したものと捉えており、今後も、産学官連携の視点を踏まえ、学校における食育の推進に取り組んで参ります。</p>
--	--

○武藤 千里 議員（日本共産党）

質問 要旨	<p>1 学校教育における給食の位置づけと、今後の方向性について</p> <p>(1) ①学習指導要領における「食育」の位置づけと給食について</p> <p>(2) 安全安心の食材と、市内都市農業との連携の充実について</p> <p>②引き続き、質の高い給食の提供、食育指導を続けていただきたい。そのためにはS&Aをはじめ市内農業者との協力関係を発展させてほしい。安全安心の食材と市内の都市農業との連携の充実に関する今後の取組を伺う。</p> <p>(3) アレルギー対策の充実について</p> <p>③2度と事故を繰り返さないという固い決意の下で取組を続けてきた現在の到達点及び中学校給食での対応をレベル3（除去食対応）、レベル4（代替食対応）へ移行させていくための課題と今後の方向性について伺う。</p> <p>(4) 子どもの貧困と学校給食について</p> <p>④7人に1人が相対的貧困下にあると言われ、一方で、虐待やヤングケアラー等も社会問題となっており、就学援助の条件で線引きできない複雑な状況が増えている。子供の貧困における学校給食が果たしている役割についてどのように捉えているか伺う。</p> <p>(5) 給食無償化について</p> <p>⑤無償化に必要な予算</p> <p>⑥無償化を目指した計画的な取組の提案</p> <p>⑦当面、物価高騰対策として時限的な無償化の実施を求める</p>
答弁 概要	<p>（教育長答弁）</p> <p>①学習指導要領における「食育」の位置づけと給食についてお答えいたします。</p> <p>近年、子どもたちの食生活の乱れや偏った栄養摂取等が見られており、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、食育を推進することの重要性が改めて認識されています。</p> <p>現行の学習指導要領では、各教科や道徳科、総合的な学習の時間などにおいて、それぞれの教科の特質に応じて、食に関する指導を適切に行うよう努めることが示され、学校における食育の推進が明確に位置付けられています。</p> <p>給食の時間は、準備から片付けまでの実践活動を通して、児童・生徒が望ましい食習慣を身に付けることができるなど、食に関する指導を充実させる上で重要な機会であると認識しております。</p>

市内の学校においても、食事の重要性や栄養バランス、食事のマナー、食文化の理解など、子どもたちが食に関する内容を楽しみながら学ぶことができる取組を積極的に実施しています。

今後も、各学校において児童・生徒が発達の段階に応じて食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、教育活動全体で食に関する指導に当たるとともに、家庭や地域との連携を深めながら、食育の一層の推進を図って参ります。

(教育部長答弁)

②安全・安心の食材と市内都市農業との連携の充実についてお答えいたします。

学校給食に使用する食材は、市教育委員会で定める学校給食物資食材取扱基準に基づき、原則として、国産又は国内製造品のものや、遺伝子組み換えのないものを使用するとともに、食品取扱事業者を通じて、原材料を確認するなど、安全・安心な学校給食の提供に取り組んでいます。

その中で、各学校では、市内の31名の登録農家と学校の栄養士及び調理員で構成するS&A（スクールアンドアグリカルチャー）と連携し、登録農家ができるだけ農薬を使用せずに栽培した地場産野菜を優先的に使用しています。

S&A（スクールアンドアグリカルチャー）では、地場産野菜の提供のほか、学童農園での体験指導や、総合的な学習の時間等においてゲストティーチャーとして活躍いただくなど、各校における様々な食育に関する取組に御協力いただいています。

引き続き、S&Aをはじめとする市内農業者と連携し、安全・安心な学校給食の提供に取り組んで参ります。

③アレルギー対策の充実についてお答えいたします。

平成24年12月20日に市立小学校の児童が食物アレルギーを起因とするアナフィラキシーショックで死亡するという事故が発生してから、今年で10年となります。

この間、市教育委員会は、多くの関係者に御協力いただきながら、平成25年11月に「食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針」を定めるとともに、平成26年に「調布市立学校食物アレルギー対応マニュアル」を策定し、事故防止と緊急対応を柱とした食物アレルギー対策の不断の見直し・運用改善に取り組んで参りました。

加えて、学校施設の老朽化対策に伴う給食室の改修工事に合わせて、食物アレルギー対応専用調理室を整備するなど、市立学校で統一した体制を整えるため、ソフト・ハード両面から様々な対策を講じ、児童・生徒の安全・安心の確保に取り組んでいます。

今後も、二度と事故を繰り返さないという強い決意のもと、多くの関係者と連携

	<p>し、事故が風化することのないよう、再発防止に取り組んで参ります。</p> <p>中学校給食における食物アレルギー対応については、現在、学校給食の食物アレルギーに関する基本的な考え方及び対応方針を示した「食物アレルギー事故再発防止に向けた取組方針」に基づき、生徒が各自で除去対応を行うこととしています。</p> <p>この間、中学校における食物アレルギー対応事案等を踏まえ、あらゆるリスクの回避に努めながら課題を整理し、生徒と一緒に教職員が喫食前に当日の対応を確認するなど、運用改善を行って参りました。</p> <p>中学校卒業後を見据え、生徒自身が食事におけるアレルギー食材の有無を判断する力を身に付けることも必要な時期であるため、給食の時間を活用したきめ細かな指導を心がけて参ります。</p> <p>④子どもの貧困と学校給食についてお答えいたします。</p> <p>学校給食は、安価で年齢に応じた適切な栄養価を摂取でき、児童・生徒の健やかな成長に大きく寄与するものと認識しています。</p> <p>こうした認識の下、市教育委員会では、経済的にお困りの保護者に対し、教育費の一部を援助する「就学援助」を実施しており、給食費については学校で徴収される給食費相当額を支給しています。</p> <p>引き続き、「就学援助」を通して、保護者負担の軽減に努めて参ります。</p> <p>⑤⑥⑦給食費の無償化についてお答えいたします。</p> <p>調布市において学校給食の無償化を実施するためには、現在の小・中学校の児童・生徒数をもとに推計した結果、保護者負担の軽減を目的として交付している学校給食補助金と合わせ、年間で約9億円の財源が必要になると試算しています。</p> <p>現状では、市立学校の児童・生徒数は、増加傾向で推移しており、様々な財政需要が山積する中、給食費相当の財源確保が必要となることから、時限的な対応を含め、学校給食の無償化を実現することは難しい状況にあるものと認識しています。</p> <p>その中で、今年度は、今般の食材費の高騰を踏まえ、国の交付金を活用し、保護者の負担を増やすことなく、児童・生徒が学校給食において必要な栄養を確保できるよう、補正予算により、学校給食補助金を増額したところです。</p> <p>今後の食材費の高騰に伴う補助については、食材費に係る消費者物価指数や、国の交付金の動向などを踏まえ、検討して参ります。</p>
<p>質問 要旨</p>	<p>2 学校給食室の改修と給食の提供について</p> <p>(1) 給食室改修工事の位置づけと経過、今後の見通しについて</p> <p>①平成25年度に実施した布田小学校以降、毎年度1～2校改修工事を実施している。改修工事の位置づけ及び来年度以降の工事予定を伺いたい。</p> <p>(2) 工期の変更について</p> <p>②工期について、布田小は夏休みから2学期中、昨年度の柏野小は当初1月末までであったが課題が見つかったことにより3学期末まで、今年度の国領小については、当初から3学期中までとなっており、年々工期が延びている。今後の工事内容と工期についての見通しはどうか。また、今後もこのような</p>

	<p>工期設定となるのか。</p> <p>(3) 2学期, 3学期の給食提供停止の問題について</p> <p>③改修工事期間中の当該小学校及び親子給食対象の中学校の給食提供が停止となる。その間の昼食の対策がどうなっているのか伺う。</p> <p>(4) 児童生徒, 保護者への影響について</p> <p>④家庭の負担や費用の負担だけでなく, 学校生活における給食の役割は食育の観点からも問題が大きいと考えるが, 市としての認識は。</p> <p>(5) 今年度の緊急対応について</p> <p>⑤例年より工期が延びる時点で対策を講じるべきであったが, 給食提供停止期間が3学期末に及ぶことや物価高騰などは, これまでとは違う問題であるため, あっせん弁当費と給食費との差額分の補助や弁当を持参する家庭への補助など, 市として緊急の対策を講じるべき。</p> <p>(6) 改修工事期間中も給食提供を継続するための提案</p> <p>⑥来年度以降, 改修工事期間中も給食提供を継続するため, 他の学校から給食を提供することを求める。</p> <p>⑦他の学校からの給食提供が実現するまでの間, 原則あっせん弁当, 希望者のみ弁当持参とすることを求める。</p>
<p>答弁概要</p>	<p>(教育部長答弁)</p> <p>①給食室改修工事の位置づけと, 来年度以降の予定についてお答えします。</p> <p>市教育委員会は, 学校施設の老朽化対策と合わせて, より衛生的に調理を行うためのドライシステムの導入や, 児童・生徒数の増加に対応するための調理スペースの拡充のほか, 食物アレルギー対策の要である食物アレルギー専用調理室の新設を目的として小学校給食室の改修を進めております。</p> <p>食物アレルギー専用調理室を整備している小学校は, 今年度改修工事を行っている国領小学校を含め9校あります。また, このうち5校では, 中学校との親子給食を実施しております。</p> <p>現在, 深大寺小学校と石原小学校の2校について, 来年度以降の改修工事の実施に向けた設計を進めているところです。</p> <p>引き続き, 前回の改修工事後の経過年数を基本として, 今年度策定する(仮称)公共施設マネジメント計画に基づき, 計画的に取り組んで参ります。</p> <p>②工期の変更についてお答えします。</p> <p>給食室改修工事は, 既存の調理室内のコンクリートの壁や床の解体作業で発生する騒音や振動が, 授業に影響しないようにするため, 夏休みの開始と同時期に現場着手する工事計画となっています。</p> <p>平成元年頃から開始した最初の給食室改修工事においては, 11月中の給食再開を目途として, 工期を設定し発注していました。しかし, 平成8年に他自治体で発生した食中毒事故を受け, 施工方法だけでなく, 調理の工程に合わせた諸室の設置や空調設備の新設など工事の内容にも変更が生じたことから, 3学期からの給食再開を目途とした工期を改めて設定しました。</p>

さらに、直近で実施している改修工事においては、アレルギー専用調理室の新設や調理食数の増加に伴う調理スペースの拡充のため、給食室の一部を増築するなど、学校施設の状況に合わせて、工事内容がさらに増える一方で、国からは、週休2日に配慮した適正な工期を設定のうえ発注するよう求められていることから、総合的に工期が長期化する実態となっています。

また、市内事業者からは、給食室改修工事が特殊な工事であることや、作業員の確保が難しくなっている状況を踏まえ、工期を設定してほしいとの意見をいただいております。短縮した工期を設定して発注した場合には、入札不調のリスクが高まることとなります。

改修工事完了後の速やかな給食提供の再開は、最優先すべき課題ではありますが、長期に渡り安全で安心な給食を安定的に提供する調理環境の確保に向けて、施工における品質を確実に担保する観点から、適切な工期設定を行い発注できるよう、関係部署と連携し、調整して参ります。

③ 2学期、3学期の給食提供停止に関する御質問にお答えします。

給食が停止する期間においては、原則として、保護者の皆様に各家庭から弁当をお持ちいただくようお願いしています。

併せて、保護者負担の軽減を図るため、市教育委員会が弁当事業者と調整し、保護者が希望に応じて弁当の配達を受けることができる環境を整えています。

こうした対応について、これまで調理校である小学校と配送を受ける中学校においては、各校で行われる学年ごとの保護者会等を通じ、事前に丁寧な説明を行ってきました。

引き続き、保護者の皆様に御理解・御協力いただけるよう、努めて参ります。

④ 児童・生徒、保護者への影響についてお答えします。

学校給食は、児童・生徒の健やかな成長に大きく寄与するとともに、児童・生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たしています。

給食室の改修工事に伴い給食の提供が停止している学校においても、給食の時間のみならず、教育活動全体で食に関する指導に当たるとともに、家庭や地域との連携を深めながら、食育の一層の推進を図って参ります。

また、保護者の皆様には、給食の提供が停止する期間、原則として弁当をお持ちいただくことによる御負担が生じているものと認識しています。

⑤ 今年度の緊急対応についてお答えします。

市教育委員会では、今般の食材費の高騰を踏まえ、給食室の改修工事により給食が停止している小・中学校の保護者も含め、今年度2学期分から、緊急対応として学校給食補助金の増額を行い、保護者負担の軽減を図ったところです。

学校から紹介している弁当事業者が提供する弁当の料金と学校給食費との差額の補助については、保護者が希望に応じて選択的に弁当事業者の弁当を利用いただいていることや、学年に応じて学校給食費の負担額が異なるために補助金額も異なる

ることなど、公平性等の観点から課題があるものと認識しています。

⑥改修工事期間中における給食提供を継続するための提案についてお答えします。

給食室改修工事に伴い、給食提供ができなくなることについては、学校給食の継続という視点に立ち、学校給食の意義や重要性、児童・生徒・保護者への影響等も勘案し、様々な角度から検討を重ねて参りました。

議員ご提案の給食室の改修工事に伴い給食を停止する期間に、当該小・中学校が他校から給食の提供を受けることについても検討しましたが、給食調理を行う側の学校においては、国が定める学校給食衛生管理基準に基づき増築及び調理機器の増設が必要となるほか、既存の給食室の調理能力を大幅に超える食数を提供することに伴う調理工程上の課題が生じることとなります。

他方、給食の配送を受ける側の学校においては、給食を受け入れるための設備の整備を行う必要があります。

こうした課題を踏まえると、給食が停止する小・中学校が他校から給食の提供を受けることは、現状において困難なものと認識しています。

⑦次に、あっせん弁当の利用についてです。

現在、国領小学校及び第六中学校の保護者の皆様には、家庭から弁当をお持ちいただくようお願いするとともに、希望に応じて弁当事業者が提供する弁当を利用することができる旨を紹介しています。

弁当事業者の選定に当たっては、市内事業者をはじめ、近隣の数多くの事業者に照会を行いましたが、食数に対応できないとの回答を受けています。

現在、両校の保護者の皆様に紹介している弁当事業者においても、児童・生徒数分の弁当を提供することはできないため、御提案の弁当事業者の弁当の利用を原則とすることは、困難であると認識しています。